

特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル 行動計画

職員が仕事と子育てを両立し、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年10月1日～令和3年9月30日までの 2年間

2. 内容

目標1：妊娠中や産休・育休復帰前後の職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 1年 10月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和 2年 1月～ 相談員の研修
- 令和 2年 3月～ 相談窓口の設置について職員への周知

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 1年 10月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 1年 12月～ 制度に関する資料を作成し職員に配布

目標3：職員が子育てのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施。

<対策>

- 令和 2年 1月～ 適用されるサービスの範囲・費用の調査及び予算の決定
- 令和 2年 4月～ 制度導入
- 令和 2年 5月～ 制度に関する資料を作成し職員に配布

目標4：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施。

<対策>

- 令和 2年 2月～ 対象退職者の法人内調査・近況把握
- 令和 2年 4月～ 制度に関する資料を作成し職員に配布
- 令和 2年 8月～ 制度導入

目標5：令和 2年 3月までに、子の看護休暇制度の対象となる子の対象年齢を中学校入学までに拡大する。

<対策>

- 令和 1年 10月～ 制度の導入に向け検討開始、資料の作成
- 令和 2年 4月～ 制度導入及び資料配布などによる職員への周知